

昭和二十六年五月八日（火曜日）午後一時四十一分開会

○遺失物法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○本委員会関係法案に関する件
○警察法の改正に関する件

○委員長（岡本愛祐君）　これより地方行政委員会を開会いたします。

今日は遺失物法の一部を改正する法律案、衆議院議員川本末治君外四名提出のもので、衆議院送付の法案であります。その本審査をいたします。先づ衆議院の地方行政委員長からの御説明を求めます。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 只今提案いたしました遺失物法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知の通り昭和二十三年三月新警察制度が実施されて、国家地方警察と自治体警察とが設置せられて来ておるのでありますが、遺失物法の取扱は旧警察制度の当時のままとなっております。そこで今回現在の制度に即応して遺失物の処理及び帰属等を明確にし、その解決を図るため本法案を提出することとしたわけであります。

次にこの法律案の内容について御説明申し上げます。この法案は四点の改正案文及び附則からなっております。第一は、警察官署を警察署長に改めるのであります。自治体警察が設置され

ております以上、他の法令の場合と同様官署の語によらず警察署長と改めることとしたのであります。第二は、第二條第四項を削除するのであります。警察署長の保管する拾得物の売却処分に対しては出訴することを得ないこととして出訴を禁じておりますことは、憲法に違反する虞れがあると考えますので、これを削除することとしたのであります。次に第三としまして、第十一條第三項にあります警察官を警察署長に改めるのでありますが、第一

により、売却費用を控除した売却代金を含め、国庫に帰属したこととなつてゐるものについては、その処理方針及び手続が定まらぬため、そのままになつてゐるのであります。従つて第十五條の改正案と同じ考え方で、これらの物件は、当該自治体に無償で譲渡することとし、その代りに保管費その他これに要した費用は、国が負担せず法第三條の規定の趣旨により、当該地方公共団体の負担とすることとしたのであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞよろしく御審議の程をお願いいたします。

○委員長(岡本愛結君) 次に各條文につきまして政府委員の説明を求めます。国家地方警察本部の会計課長であります。

○政府委員(三輪良雄君) 只今前尾委員長から御説明がございましたような内容でございますが、逐條的にこれを御説明をいたします。

第一條では遺失物を拾得いたしました者は警察官署に差出すということになつておつたのですが、警察制度の改正によりまして自治体警察が

う言葉が自体警察に通用いたしますのに不都合でございますので、これを警察署長というふうに改めましたので、実質的な変更ではございません。

第二條にも同様な言葉がございまして、これは保管をいたしておりますものをもそのまま保管しておきますと

腐敗その他の処れがあるということ
で、これ又警察官署を警察署長とい
ふに改めましたわけでございます。

第二條の末項に、只今申しました売却処分に対しましては、利害關係人が出訴することができないという規定が出ておりますのでございしますが、こ

れは新憲法の精神からいたしまして妥
当でないというふうに考えられます
ので、この売却処分が利害関係人から
見て不当であるものと考えられます

ならば、国に対しまして賠償を要求いたします等出訴の途を塞ぐ必要はない、塞ぐことは適当でないということ、これを削つたわけでございます。

次は第十一條にやはり先ほど申上げました警察官署という言葉がございまして、これは犯罪人の置去つたものとして、これは犯罪人の置去つたものとして認められまする物件拾得した者は警察

官署に差出すべし」という規定がございますが、この警察官署を警察署長というふうに、同様の趣旨で改めたわけでございます。而して、警察官は、

こさいます。同じ偉文に、警察官に於いてこの犯罪捜査のために必要である場合には一般の場合と違ひまして公告をしないことができるというふうな規定が入つておりましたが、この警察官

という言葉も、同様の趣旨で警察署長というふうに改めましたわけでありま
す。

葉がございますが、これは拾つた者が所有権を取得いたしましたして六ヶ月間警察官署から引取らないときは所有権を

喪失するという規定でございまして、この警察官署を同様の趣旨で警察署長に改めました次第であります。

第十五條の規定が、これを初めて実質的な意味で変更を加えたものでありまして、もとの法律によりますと、「本法ノ規定ニ依リ警察官署ニ保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナルトキ

ハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス」という規定になつておつたのであります。ところが自治體警察の創設によりまして、その自治體警察が屈出を受けましたと

きにはそこにおいて保管をいたしまして、法律に定めます期間届出がないときは売却をいたす等によつて処分をいたしますわけですが、それを

国に納めるといふことは甚だ當を得ない、それまでの保管なりその他の手続に費用を要しておりますので、当該の自治体にこれを帰属せしめるのが適當

であるというふうに考えておるのであります。

あと附則の点でこれを照應いたしま

すものとして、実は警察改正法になりました後に、自治体警察の側におかれまして、従前から保管しておりましたもの、なおその後に届出を受けて保管をいたしております物件が、実は用

当の教に上りましたが、これを如何に処分をし、如何にその帰属をきめるかという法律規定がございせんため、実は処分に窮しておつたわけでご

ざいます。本来のことから申し上げますれば、その経費を国が負担をいたしまして、そのものの帰属は国にするという

考へ方は成立つたわけでございますけれども、その経費というものが各自自治体において極めてまち／＼であるということ、別に資料も差上げてございませうけれども、遺失物の届出がないものというものは多く風呂敷、傘、帽子というふうな、実は財産的価値が余り高くないものが大部分でございまして、そういう経費を国で持つて、国に所有権を帰属せしめるといふような措置をとりまして、実質的には実は收支を違へるものではございませうし、個々に非常に隔たりの多いものも査定することでもございせんので、従来のものにつきましても、この法の精神に従ひまして、それ／＼の自治体に無償で帰属をさせる。従つて又これまで保管をいたしました費用その他につきましても、特に国が見るべきでない、その自治体が負担をするという考へ方をいたしましたわけでございます。このように御修正を頂きますことになりまして、と、非常に政府といたしまして、自治体側といたしまして今後ますます行くのではなからうかと考へるわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問を願います。

○相馬助治君 事務局のほうへお聞きするのですが、福永さん、本法改正に關連して何か参議院の地方行政委員会に請願めいたもの、そういうものが参つていますか。

○専門員(福永興一郎君) 最近では参つておりませんが、過ぐる第六国会あたり、この改正の趣旨のように法律を改正してもらいたいという請願陳情がたしか二、三件出ておつたのを記憶いたしております。

○相馬助治君 そうするとこへこの資料として只今配られたもののほか、最近にはそういうものはないと、このううわけですね。

○専門員(福永興一郎君) お手許にございませう。資料のほうは、国家地方警察とか、御覽の通り衆議院議長宛とかなつておりまして、これと大体照合して出ておるのでありまして、最近にはございせん。

○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め。参考表を配付されましたが、これを見ますと、所要経費として専任の係員の費用までかぞへるのですか。

○政府委員(三輪良雄君) 東京の警視庁のごときは現に専任の職員を置きまして、専門の場所に全部の署から持つて来たものを集めていられるようなわけでございますから、このういふものはどうも遺失物を扱うためにかかつた費用と認めざるを得ないのでございませう。ただ地方自治体におきましては保安係として遺失物も全部やつていられる場合には、どの部分がこの遺失物にかかつた経費であるかといふことがつかみにくいものでございませうから、特にこれは専任の係員を置いておられますものをここに挙げてございませう。併し要求としては実はそうでないものであつたが相当に出てきたものもあつたようでございます。

○委員長(岡本愛祐君) なお伺います。これで見ますと、統計が二十三年度になつたり、二十五年、二十四年度になつたり、又二十二年度になつたりしてゐるので、正確には言えないか

も知れませんが、これにかかる経費のほうが多くて経費倒れになつてゐるのではありませんか。

○政府委員(三輪良雄君) これは遺失物の品物が先ほど申しましたように非常に古いものが多いものでございませうから、これを實際に換価処分いたしましたときの値段を考へますと、ここに出ておられますように、実は持たしておく経費のほうがかかつておるといふううな始末でございませうが、これは実は半年たつて処分すべきものも、先ほど申しした事情で改正が長引きましたために、持つておるといふために、平素かからない経費まで余分に付けて持たしておるといふううな事情もございませうから、實際は、一般的に申しまして、扱うほうが売つた経費よりも余計にかかるといふことではないと思ひます。

併し別の資料にございませう。品物が極めて価値の低いものが多いものでありますから、自治体に移したといふことでその自治体の経費が案になるというううな大きな影響を與えるものでも勿論ありません。

○委員長(岡本愛祐君) この表で見ますと、収入になる額が四百十八万円、その取扱に要する経費が八千四百八十八万円、二十四年度ではありますけれども、千三百五十三万円、大変な違いになつておる。二十三年と二十四年の差から金額は違つて来たのかも知れませんが。

○政府委員(三輪良雄君) この点は、二十三年は実は期満後収入額といふこととで、国に納められた額だものですか、実は自治体で持つたまま、そのまゝにしておるといふものが金に換算され

ておらんわけでありませう。そのためにこの金額は下つております。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございませうか。

○相馬助治君 私は提出者の前尾さんに尋ねて見たいと思ひますが、この一部改正は、關係各省並びに国家警察、自治警察、それから一般の地方自治体、そういう方面では全部この改正を要望してゐる、このううううにこちらでは了解してよろしいのですか。今までの交渉の経過、その他を概略でよろしいからお話願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(前尾三郎君) これは事務の性質上、警察方面で取扱つておられますので、むしろ警察關係から要望があつたものであります。それ以外の所ではそんなに利害關係はないわけでありませうが、いづれにしましても事務を処理して行くという点からいたしましても、どうしてもこのううううな取扱をしなければ實際問題としてやつて行けないといふことでありますから、どちらの關係もそれはやむを得んといふ御賛成は頂いております。要望としては實際に取扱つておる方面からの要望であります。

○相馬助治君 了解しました。

○委員長(岡本愛祐君) これは相馬君からの御質問にあつたのですが、二十四年当時遺失物の会計に關する請願陳情が本委員会にも出たのです。それは採択になりました、本会議でもたしか採決一致で採択になりました、政府に送付したのでございませう。ちよつと速記をとめて。

午後二時四分速記中止
午後二時二十一分速記開始

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め。法務總裁が今衆議院の議運に出てゐるやうであります。おつつけ参ることと思ひます。その前にちよつとお話をいたします。只今政府その他から国会に提出をされております法案で、当地方行政委員会にかからないうで、何かの委員会にかかつておりました、而も地方行政に關係があるという法案が大分ございませう。それについて武井専門員から御説明をさしたいと思ひます。

○専門員(武井善嗣君) 第十回国会に、政府又は議員から提出になりました法案のうちで今委員長からお話のありましたように、地方行政委員会に付託にはなつておりませうけれども、他の委員会に付託されて審議中のものが相當あるわけでありませう。そのうちで地方行政に關係の深いものが相當あるやうであります。そのうちで氣の付きましたものを項目別に挙げて御報告申し上げたいと思ひますが、文部委員会に付託になりましたもので公立大学管理法案といふのがございませう。これは国立大学の管理法になぞらえて公立大学の管理法を作つたものでございませう。これが地方公共団体の行政又は財政に若干の關係を持つてございませう。

それから経済安定委員会に付託されておりますものに国土調査法案といふのがございませう。これはすでに衆議院は通過したのでありますが、参議院において審議中のものであります。その内容は国土の総合開発といふことを主眼といたしまして、土地に關する調査、水に關する調査、あらゆるいゝゆる人的資源、物的資源の調査をして、国土

開発に資するというようなのが狙いでありまして、その事務は自然地方公共団体に委任されることになると思うのであります。

それからこれは余り深い関係はございませんが、計量法案というのがござります。計量でござります。これはメートル法に代るものでござります。あらゆる度量衡の単位等をきめまして、メートル法等につきましての強制使用を規定してあるのであります。これは両院ともまだこの審査又は予備審査等が進んでおりません。これは通産であります。

それから運輸にかかつておりますもので道路運送法案というのがござります。これは幾つかの法案に分かれております。道路運送法案の施行に関する法案がもう一つあり、道路運送施行法案というのがあります。それからその道路運送に使う車輛に關して道路運送車両法案というのがあります。その法律が通りますれば、それを施行するための道路運送車両法施行法案というのがあります。それからこれは主として自動車でありまして、それについて自動車抵当法案というのが関連してあります。自動車抵当です。又その自動車抵当法を施行するための自動車抵当法施行法案というのがあります。結局六法案が運輸にかかつておりますが、これは専ら、いわゆる一定路線による乗合自動車或いは貨物自動車等の許可、免許、取締を主眼としたものでありまして、これは地方公共団体の行政、財政、特に行政のほうに密接な関係があるように思われます。

それから法務委員会にかかつておりまして衆議院を通過して参議院に廻つ

ておりますものに、住民登録法案というのがあります。これは従来存しておりました寄留法に代るようなものとお考えを願えればよろしいんじゃないかと思ひますが、戸籍のほかに住民登録の制度を設けて現在地におけるいろいろな身分関係、家族関係その他のことを登録させるものであります。二十六年から準備期間をいたしまして、二十七年から実行することになるのであります。これは公共団体の事務及び財政に密接な関係の深いものであります。

それからそのほかに大蔵委員会にかかつておりますもので、兩院の審議中でありまして、税理士法案がござります。これはいわゆる税務代理士に代るものであります。密接の度は先ほどの住民登録法案と比べると薄いものと思ひます。それから大蔵委員会にかかつておりますもので、信用金庫法案、その施行法案というのがあります。また、これはまた審議が始まつた程度でありますので、実は事務当局におきましてはまだ詳しく調べておるわけではございません。

それから運輸で一つ落しました、道路運送法案のほかに港灣運送事業法案というのがあります。港灣における運輸事業を統制するものであります。これは参議院は通過いたしまして、衆議院において今審議中のものがあります。道路運送ほどの密接の度はございません。

それから議員提出で建設委員会に審査付議されようと思ひますが、利根川開発法案というのがあります。これは利根川を一本糸として、その間における治水、利水及びそのほか

利根川流域における開発を図らうとするものであります。北海道開発法案に範を取つたものであります。参議院の議員の発議になつておるものであります。地方行政に相当の關係を持つものと思ひます。それからこれに類似するもので、過去において幾つかできました特別都市の法案として、その範疇に属するものに、軽井沢国際観光文化観光都市建設法案というのがあります。(笑)

最後に衆議院を通過いたしました、参議院の運輸委員会に付託になつておりますものにモーターボート競走法案というのがあります。これは小型自動車競走法、或いはその先祖になります競輪法あたりと同様な法案の形式を持つておるものであります。地方行政、財政に關係のあるものと思ひます。

大体かように申上げました中で、もう一度地方行政委員会において注意を要すると思はれるものは国土調査法案、それから道路運送に關する六法案、住民登録法案、利根川開発法案、モーターボート競走法案等であらうと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 以上のようなことになつております。それで当委員会に關係の深いものは、当委員会におきましては關係当局を招致いたしまして一応審議をいたしたいと考へております。なおこれは理事のかた々と相談をいたしましてその順序をきめたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) ではそういうふうにお願ひいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 次に大橋法律總裁がお見えになりましたから、警察法の一部改正法案につきます。その後政府部内における経過その他について伺いたいと思ひます。昨日参議院の委員長と議院運営委員との懇談会の席上で、岡崎官房長官から、警察法の一部改正法案はまだ政府から本国会に提出をするかどうかは未定である、一兩日中にきめたいと思つておる。若し提出するということになれば会期延長の冒頭に提出する心組みであるというように説明であつたのであります。この点につきます大橋法律總裁から伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察法改正の問題につきます。休会前におきましていろいろ経過又その内容等につきます申上げましていろいろ御支援を頂いておつた次第でござります。その後再開も間近に迫りましたので、政府といたしましてこの予算措置について検討いたしましたのでござります。今国会におきましては補正予算を提案する機会がないということになります。したので、一応これを実行いたしますに際しましては、予算を伴わない法律案として、現行予算で経理できる範囲で増員をいたすように、この方法を検討して参つた次第であります。これにつきます或る程度の見通しも出たのでござります。それによりましてと國警におきまして増員すべき数を差当り五千人程度にいたして、そして将来、これがために現在の予算において賄えない問題は次の機会において補正予算で補充をいたす、こういうことにしなければならぬ、こう考へておつたわけでありま

す。ところが御承知の通り五月一日にリッジウェイ中将から国内におきまするいろいろ法令の中に、日本の実情に適合せしめるために改廃を要するものについては考慮されたい、こういう書簡が参つたわけでございます。これに從ひまして、この際再検討の必要がありはしないか、こういうふうな意向が閣議におきましてござります。実は本日の閣議におきましてこの取扱を相談いたしましたのであります。この点につきます未だ意見の一致を見るに至りません。一兩日熟慮いたしました上で最後の措置をとつて行きたい、こういう運びに相成つております。従いまして今日中に提案をいたすという運びには只今相成つておりません。特に問題になりますのは、自治体警察の中で町村におきまする警察の廃止については、一般投票によつてこれを廃止する、こういう條項がござります。これについても日本の実情から考へて、もつと有効なる措置はなからうかという点も研究を要する項目と相成つております。これらの点につきます一兩日中熟慮いたしました上、もう少し徹底的な改正の案を考へるということが適當であるという場合におきましては、自然今国会において提案することは差控えるような運びになる、こう思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございせんか。

○小笠原三三男君 そうしますと今国会に警察法の改正法案が提出になるかならないかというポイントは、一つは警察官等の人員にからまる予算措置の問題、一つは一般的にリッジウェイ司令官の政令改廃を考慮されるという根

本的な問題にからんで再検討される、
こういふような点からなのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 人員の点に
つきましては、これは予算関係でござ
いますので、現在予算でやりくりの
つく範囲において増員をその程度やつ
て行きたい、こう思つておりましたの
です。併し只今これが考慮されてお
ります主たる点は、今お述べになりま
したあとのことでございます。

○小笠原三男君 そうしますと一兩
日と申しますから十日前後には出るか
出ないかは確定すると考えてよろしう
ございませうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 次回の開議
までには必ず決定いたさなくちゃなら
ないと思つております。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問
ございませうか。それでは本日はこの
程度で散会いたしますことに御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡本愛祐君) それでは本日
はこれで散会いたします。

午後二時三十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
竹中 七郎君

委員

岩沢 忠恭君
高橋進太郎君
小笠原三男君
相馬 助治君
西郷吉之助君
石川 清一君

衆議院議員

前尾繁三郎君

國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

政府委員

國家地方警察本部 三輪 良雄君

總務部會計課長

事務局長

常任委員会専門員 福永興一郎君

常任委員会専門員 武井 群嗣君

三月三十日本委員会に左の事件を付託
された。

一、遺失物法の一部を改正する法律案
(案) (予備審査のための付託は二月
二十四日)

三月三十一日本委員会に左の事件を付
託された。

一、地方税法中一部改正に関する請
願(第一四三〇号)

一、地方自治法中一部改正に関する
請願(第一四三二号)

一、地方自治法施行令中一部改正に
関する請願(第一四三三号)

一、言論、集会等弾圧反対に関する
請願(第一五二二号)

一、平衡交付金等増額に関する陳情
(第一九八号)

一、平衡交付金算定基準の適正化に
関する陳情(第二九九号)

一、平衡交付金概算交付金額還付に
関する陳情(第三〇〇号)

一、公民館の行、興業物の入場税免
除等に関する陳情(第三〇三号)

第一四三〇号 昭和二十六年三月十
七日受理

地方税法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田錦
町二ノ二千代田役所

内特別区協議会内 山

本案外九十五名

紹介議員 岡本愛祐君

現行地方税法によれば、特別区の財政
的地位は、都の從属的地位に置かれて
いるが、地方自治法中の市に関する規
定および特別区設置の意義よりして、
特別区に對しては、市町村同様の課税
権が與えられるべきものであるから、特
別区の課税権を確立するため、地方税法
第一條および第七百三十四條ないし第
七百三十六條を地方自治法の精神に合
致するように改正せられたとの請願。

第一四三二号 昭和二十六年三月十
七日受理

地方自治法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田
錦町二ノ二千代田役
所内特別区協議会内
山本泰介外九十五名

紹介議員 岡本愛祐君

特別区は、地方自治法第二百八十三條
により政令で特別の定をするものを除
く外、同法第二編中、市に関する規定
が、同法附則第十七條により政令で特
別の規定を設ける場合を除く外、他の
法令中、市に関する規定が適用され
る。これは特別区を、原則として市と
同様の自治権を有する地方公共団体と
したものである。しかるに同じ地方自
治法中、これと全く反対の第二百八十
二條および附則第二條の存すること
は、全く了解に苦しむところである。
同法制定當時は過渡的に一応かかる規
定の存在を必要としたかも知れない
が、既に五箇年の歳月を経た現在にお
いては、全く有害な規定であり、これ
がため都と特別区の行政上幾多の混乳

と摩さつとを起しているから、同法第
二百八十二條および附則第二條を改
正し、特別区の自治権を確立せられた
との請願。

第一四三二号 昭和二十六年三月十
七日受理

地方自治法施行令中一部改正に関する
請願

請願者 東京都千代田区神田
錦町二ノ二千代田役
所内特別区協議会内
山本泰介外九十五名

紹介議員 岡本愛祐君

現行地方自治法施行令第二百十條の規
定によれば、都知事は特別区の事務に
従事せしめるために、都吏員を特別区
に配属させることができるので、都は
この規定に根拠して、特別区に配属さ
せる職員を定めて、その全定員を
都職員をもつて充てている。このため
特別区吏員は、区長、助役および収入
役の三名のみという不可解な事態を生
じているから、地方自治法施行令第二
百十條を削除し、同附則第二條および
第四條を改正せられたとの請願。

第一五二二号 昭和二十六年三月二
十二日受理

言論、集会等弾圧反対に関する請願

請願者 東京都港区新橋七ノ一
二日本民主婦人協議会
内 小川智子

紹介議員 須藤五郎君

最近戦争に反対するビラをまくことや
戦争反対の新聞発行が禁止され、また
生活の苦しみや言いたいことを勢いば
い話し合おうとする國際婦人デーの集
会も禁止されたが、國民が一番心配し
ていることや望んでいることが言えな

いようでは民主的な國家とは言えない
から、(一)憲法に保障されている言
論、集会等弾圧しないこと、(二)こ
れらに關係して検束した者すみやかに
釈放すること等言論、集会、結社等
の自由を保持せられたとの請願。

第二九八号 昭和二十六年三月十七
日受理

平衡交付金等増額に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町
三五全國町村協議会内全國町村議
會議長会内 斎藤邦雄

地方財政委員會の算定に基く、不可欠
なる地方財政需要増加額七百一十一億六
千六百万円に對する財源措置として、
(一)地方財政平衡交付金の増額、(二)
地方税の増徴、(三)地方税の増徴、
(四)既定経費の節約、(五)税外收入等
の増徴等の実現を図られたとの陳
情。

第二九八号 昭和二十六年三月十七
日受理

平衡交付金算定基準の適正化に関する
陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町
三五全國町村協議会内全國町村
議會議長会内 斎藤邦雄

平衡交付金算定基準の適正化を期する
ために、警察消防費、土木費、教育費、
厚生労働費等の補正係数を引き上げ
るとともに施設変動による被害も特別
交付金算定の基礎とせられたとの陳
情。

第三〇〇号 昭和二十六年三月二十
七日受理

平衡交付金概算交付金額還付に関する
陳情

陳情者 東京都千代田区神田
錦町二ノ二千代田役所

陳情者 東京都港区芝西久保巴町
三五全国町村会館内全国町村議
會議長会内 齊藤邦雄

昭和二十五年地方財政平衡交付金の
概算交付金額が仮決定額に超過する分
に對して、突如返還を要求されたが、貧
弱なる町村財政の現状では火急なる返
還は不可能であるばかりでなく、本件
に本質的に政府の財源措置の遅延に基
因するものであり、これがため町村に
おいては、年間稅收を短期徵收すべき
事態に直面し困ばいを極めて、この
ら、返還不能の町村に對しては、これ
を予金部の長期低利資金に振り替える
よう措置せられたいとの陳情。

第三〇三號 昭和二十六年三月十七
日受理

公民館の行々業與物の入場稅免除等に
關する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町
三五全国町村会館内全国町村議
會議長会内 齊藤邦雄

社會教育法に基き設置された公民館運
動の社會的重要性にかんがみ學校教育
法による取扱と同様公民館で行う各種
興業物等に對する入場稅を免除せられ
ると共に公民館が購入する各種機具資
材等に對し、物品稅法第十三條第一項
および同項第三號、同施行規則第三十
六條第一項第四號の規程を適用され、
物品稅を免除せられるよう法的處置を
すみやかに講ぜられたいとの陳情。

四月七日本委員會に左の事件を付託さ
れた。
一、平衡交付金増額に關する請願
(第一五五二號)

一、美容業の特別所得稅輕減に關す
る請願(第一五五四號)

一、警察法改正に關する陳情(第三
一九號)

一、ビロ野球の入場稅輕減に關する
陳情(第三三三號)

一、平衡交付金増額に關する陳情
(第三四六號)

一、普通飲食の遊興飲食稅撤廢に關す
る陳情(第三四七號)

第一五五二號 昭和二十六年三月二
十六日受理

平衡交付金増額に關する請願
請願者 千葉縣知事 柴田等外
二名

紹介議員 片岡文重君

昭和二十六年度における平衡交付金
は、各都道府縣の教育關係諸施設實施
の實施に即しないため、義務教育需用
費等に要する財源のねん出が不可能と
なり、地方財政の破たんを予想されて
いるから、教育制度の円滑な運営を圖
るため、本年度地方財政平衡交付金を
大巾に増額せられたいとの請願。

第一五五四號 昭和二十六年三月二
十六日受理

美容業の特別所得稅輕減に關する請願
請願者 東京都港区千駄ヶ谷
五ノ八五六日本美容師
會内 宮前ちよ子

紹介議員 油井賢太郎君

美容業に對する地方稅輕減の實情は、
昭和二十三年五月に事業稅から特別所
得稅に移行されて以來特別所得稅第二
種業務として課稅されているが、本業
を弁護士、公認會計士等と同等に取り
扱うことは極めて不当な課稅であるか
ら、昭和二十六年度における特別所得

稅輕減に關する陳情(第一五五四號)

第三一九號 昭和二十六年三月二十
三日受理

警察法改正に關する陳情
陳情者 兵庫縣神戸市會議議長
大崎一郎

最近伝えられる警察法改正案の主要部
分は、従前の封建的な警察制度再現の
おそれがあり、憲法ならびに地方分權
の真義に逆行する非民主的なものであ
つて、絕對反對であるから、むしろ自治
體警察の健全なる育成を圖られたいと
の陳情。

第三三三號 昭和二十六年三月二十
四日受理

プロ野球の入場稅輕減に關する陳情
陳情者 東京都中央区木挽町四ノ
三歌舞伎座別館内セントラル・
リーグ内 松島鹿夫外一名

プロ野球の経営難打開と健全育成のた
めに、現行入場稅十割を二割に輕減せ
られたいとの陳情。

第三四六號 昭和二十六年三月三十
日受理

平衡交付金増額に關する陳情
陳情者 大分縣會議議長 安部雅
也

昭和二十六年度予算執行を目前に控え
て地方財政需要の増加は、本年一月か
ら實施された國家公務員の給與改訂に
改訂に準ずる地方公務員の給與改訂に
伴う人件費の増加、諸法令の制定改正
に伴う業務的経費の増加等に基づく大額
に上り、このままに推移すれば来年度
地方財政の破たんは必至であるから、
これが打開のため地方財政平衡交付金
を増額せられたいとの陳情。

第三四七號 昭和二十六年三月三十
日受理

普通飲食の遊興飲食稅撤廢に關する陳
情
陳情者 群馬縣前橋市北曲輪町七
四群馬縣飲食業組合連合會内
木村國治郎

地方稅として普通飲食に對して遊興飲
食稅が課せられていたが、飲食は人生の
最低限度の本能的娛樂であるにもかか
らず國民大衆を対象とするこれら普
通飲食に課稅することは最低の娛樂さ
え抑止せんとする惡稅であるから地方
稅法の改正を機會に普通飲食に對する
遊興飲食稅を撤廢せられたいとの陳情。

四月二十一日本委員會に左の事件を付
託された。

一、平衡交付金増額に關する請願(第
一六六四號)

一、地方財政確立に關する陳情(第三
五九號)(第三六四號)

第一六六四號 昭和二十六年四月十
二日受理

平衡交付金増額に關する請願
請願者 鹿児島縣會議議長 増
田靜

紹介議員 島津忠彦君

現下の經濟不況に加うるに地方稅徵收
の技術的困難等により各地方團體の財
政は窮乏の極に達しており、ことに鹿
児島縣は地理的特殊事情からこゝむる
災害等の影響にいちじるしく財源の
こたつを招来しつつあるから、本県に
對する特別平衡交付金の増額を圖ると
ともに全國の平衡交付金ならびに起債
のわくを増額せられたいとの請願。

第三五九號 昭和二十六年四月二日
受理

地方財政確立に關する陳情(十四通)
陳情者 東京都知事全國知事會内
安井誠一郎外十六名

さきに地方行政調査委員會より政府
および國會に對して行われた行政事務
再配分に關する報告の基本方針は、地
方自治の根本原則とシヤウブ報告書
趣旨に則した画期的構想であるから、
すみやかにこれが實現を圖ると共に、
現下地方公共團體の財政窮乏の状況に
かんがみ、事務再配分と表裏一体をな
す地方財政の確立を圖られたいとの陳
情。

第三六四號 昭和二十六年四月十二
日受理

地方財政確立に關する陳情(七通)
陳情者 三重縣會議議長 矢野九
三外六名

この陳情の趣旨は、第三五九號と同じ
である。

五月七日本委員會に左の事件を付託さ
れた。

一、地方財政確立に關する請願(第
一六八五號)

一、東京都に主稅局設置の陳情(第
三六八號)

一、地方財政確立に關する陳情(第
三七九號)

一、地方自治法中一部改正に關する
陳情(第三八〇號)

第三六八號 昭和二十六年四月十三
日受理

東京都に主稅局設置の陳情
陳情者 東京都會議議長 石原永
明

東京都においては、二十三箇所に都直轄の税務事務所を設置して、徴税事務を掌らしめて、税務行政の完全、円滑なる遂行を期しているが、都税収入の都財政上に占める地位と、三千数百名の職員を擁する膨大な税務機構運営の現況に鑑み、新たに主税局を設置して税務行政の万全を期する要があるから、地方自治法第五十八條を改正せられたいとの陳情。

第三七九号 昭和二十六年四月二十四日受理
地方財政確立に関する陳情(二通)

陳情者 兵庫県議會議長 細見達蔵外二名

さきに地方行政調査委員會議より、政府および国会に対して行われた行政事務再配分に関する勧告の基本方針は、地方自治の根本原則とシャープ報告書の趣旨に則した画期的構想であるから、すみやかにこれが実現を図ると共に、現下地方公共団体の財政窮乏の状況にかんがみ、事務再配分と表裏一体をなす地方財政の確立を図られたいとの陳情。

第三八〇号 昭和二十六年四月二十四日受理

地方自治法中一部改正に関する陳情

陳情者 広島市役所内広島市監査委員会内 鈴木貢

地方自治行政の合理的な推進機関である監査委員制度に関して、不備な点があるから、現行地方自治法中、第九十七條、第九十五條、第九十九條を改正せられたいとの陳情。

第一六八五号 昭和二十六年四月二十四日受理

地方財政確立に関する請願

請願者 岩手県議會議長 村上順平

紹介議員 川村松助君

さきに地方行政調査委員會議より政府および国会に対して行われた行政事務再配分に関する勧告の基本方針は、地方自治の根本原則とシャープ報告書の趣旨に則した画期的構想であるから、すみやかにこれが実現を図ると共に、現下地方公共団体の財政窮乏の現状にかんがみ、事務再配分と表裏一体をなす地方財政の確立を図られたいとの請願。